平成 20 年 1 月 22 日

神奈川県公安委員会 委員長 小森 良治 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて (答申)

平成19年7月25日付けで諮問された死体検案書等一部非公開の件(その1及びその2)(諮問第391号及び第392号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定期間に行政解剖した死亡者のうち、非犯罪死体に係る死体検案書、死体検案報告書、承諾解剖報告書、死体解剖報告書(承諾解剖)及び死体検案調書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定期間に行政解剖した死亡者のうち、非犯罪死体に係る死体検案書、死体検案報告書、承諾解剖報告書、死体解剖報告書 (承諾解剖)及び死体検案調書(以下「本件行政文書」と総称する。)について、神奈川県警察本部長が、平成19年5月23日及び同年6月27日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号該当の点 について
 - (ア)日本の監察医制度は、昭和 21 年に制定され、犯罪性のない遺体の解剖である行政解剖は死体解剖保存法に基づき監察医等が行うが、その目的は解剖により突然死など原因不明の疾病の究明を行い、予防及び防止策を立て、公衆衛生へ寄与することである。それゆえ、死因及び解剖に関する結果は国民に公開されるべきである。
 - (イ) 不服申立人は、日本の死因究明制度の問題を取材する上で、必要な情報として公開請求を行っており、興味本位及び個人の権利利益を害する目的により行っているわけではない。欧米では、死因情報の公開はパブリックサービスとして当たり前に行われており、WHOからも日本の死因究明制度は最低レベルであると指摘を受けている。
 - (ウ) 実施機関が非公開等理由説明書で述べている、個人が識別される情報に該当する又は個人の権利利益を侵害するという説明は、具体的にどこの誰に対する侵害であるのかを例示しておらず、納得できる説明ではなく、ほかに非公開としたい別の理由があるようにも感じ取れる。

- (エ) 不服申立人が公開を求める情報は、死者に関する情報だけであり、 少なくとも、実施機関が、個人が識別できる情報とした年齢及び権利 利益を害する事項に該当するとした検案所見、死因等の公開を求める。 年齢は、同じ死因であっても若者と高齢者では事情が異なる場合もあ り得ると考えるからである。
- (オ) プライバシー及び権利は、生存者に付与されているものであって、 死者には該当せず、個人情報であるという理由により非公開とはなら ないはずである。

今後の日本の高齢化社会にかんがみるに、公開しないことこそ、死者及び遺族の権利利益を侵害することになると考える。

(カ) 死者に関する情報が、個人情報に該当するとしても、前記(ア)及び(イ)に述べた理由から、生存者の生命、身体、健康等を保護するため公開することが必要である情報であり、条例第5条第1号ただし書工に該当する。

イ 条例第7条該当の点について

行政解剖は、警察のためにだけ行っているものではないから、警察だけで情報を止められてしまうと、生きている人間は防御策を講ずることができない。様々なケースの死因をデータ化さえしていれば、類似事故を防げたと思われる。

よって、各種死亡事故の再発を未然に防止するという公益上の理由からも、検案所見、死因等は公開されるべきである。

ウその他

実施機関は、報道機関に対し、少年事件の被疑者を公表する際、匿名か非匿名かの判断をする一つの材料として、生存しているのか死亡しているのかを考慮し、死亡した被疑者の住所、氏名等は公表している。死者に関する情報が個人情報には当たらない証拠として、実際に実施機関から入手した広報文(以下「本件広報文」という。)を提出する。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、

次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

死体検案書、死体検案報告書、承諾解剖報告書、死体解剖報告書(承諾解剖)及び死体検案調書(以下「死体検案書等」と総称する。)は、人の死体の解剖を行った医師が作成し、遺族又は関係機関からの依頼に応じて提出するものであるが、実施機関においては、死亡者のある事件事故を取り扱った際、死因の究明に必要であるため、死体検案書等を医師から取得している。本件行政文書は、特定期間に実施機関が医師から取得した非犯罪死体に係る死体検案書等である。

- (2)条例第5条第1号該当性について
 - ア 条例第5条第1号本文該当性について
 - (ア)本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。
 - a 警部補以下の警察官の氏名
 - b 個人の氏名、住所、生年月日、年齢、身長、体重、体格、検案解 剖番号、傷害発生場所及び死亡場所(以下「本件個人氏名等」と総 称する。)
 - c 医師の自宅の郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号(以下「本件医師郵便番号等」と総称する。)
 - (イ)検案所見、死亡の原因及び死因の種類、病歴、成傷器の種類又は中毒物質の種類・状況等、総括の内容等(以下「本件検案所見等」と総称する。)は、個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係する情報であるために、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。
 - (ウ) 不服申立人は、プライバシー及び権利は生存者に付与されているもので、死者には該当しないはずであるから公開すべきである旨を主張しているが、条例第5条第1号の個人には、生存する個人のほか死亡した個人も含まれることから、本件行政文書に記載された個人情報に

ついて、生死の区別なく、諾否の決定を行ったものである。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

前記ア(ア)に掲げる情報及び(イ)の情報(以下「本件個人情報」 という。)は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

なお、警部補以下の階級にある者の氏名については、平成 15 年9月 1日付け神奈川県情報公開審査会答申(以下「答申」という。)第 148 号により、条例第5条第1号ただし書イに該当しないことは明らかである。

(3)条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

本件行政文書には、傷害発生場所及び死亡場所として、特定のホテル名及び部屋番号(以下「本件ホテル名等」と総称する。)が記載されている。顧客として滞在した特定の個人が死亡した場所として、現に営業活動を行っている本件ホテル名等を公開すれば、今後、ほかの顧客が当該ホテル及び当該部屋の利用を回避するおそれがある。

したがって、本件ホテル名等は、法人等に関する情報であって、公開 することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するお それがある情報であることから、条例第5条第2号本文に該当する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件ホテル名等は、同号ただし書の人の生命、身体、健康、生活又は 財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報には 該当しない。

(4)条例第5条第4号該当性について

本件行政文書には、警察電話の内線番号(以下「内線番号」という。)が記載されている。警察電話については、あらゆる警察事象に即応するため、通常業務における必要な連絡はもちろん突発事案への対応等適正な通信事務を確保する必要がある。

したがって、内線番号を公開することにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として、特定の内線電話に対する嫌がらせを受ける蓋然性が高いことから、条例第5条第4号に該当する。このことは、平成17年11

月29日付け答申第287号においても明らかである。

(5)条例第7条該当性について

- ア 不服申立人は、検案所見、死因等を公開しないと、死者及び遺族の権 利侵害となり、生存者が未然に各種事故を防ぐための対策が講じられな い旨主張している。
- イ しかしながら、実施機関は、解剖結果から伝染病のような人畜に被害が及ぶと予想される死因を発見した際には、予想される被害を防止するため、関係者情報に配慮しつつ、直ちに事実関係の情報を公表し、必要な機関と連携するなどの対応をとっている。本件行政文書の中には、公表を行うべき解剖結果はなく、公益上特に必要な理由があり、裁量的に公開する場合には該当しないと判断した。

(6) その他

- ア 不服申立人は、実施機関が報道機関に対し少年事件の被疑者を公表する際、匿名か非匿名かの判断をする一つの材料として、生存しているのか死亡しているのかを考慮し、死亡した被疑者の住所、氏名等を公表している旨主張し、また、その証拠として審査会に本件広報文を提出した。
- イ 広報文は、神奈川県警察(以下「県警」という。)が取り扱った事件 事故の中から県警が選出し、県民の知る権利に応えるため、また、警察 活動への理解と協力を得るため、県警記者クラブにのみ事実関係の情報 を提供している文書である。広報文をもとに事実を実名報道するか否か は、各報道機関の独自の裁量にゆだねており、提供情報の取扱いには慎 重を期すよう依頼しているものである。
- ウ 県警は、少年法第 61 条の規定により、少年被疑者の氏名は生死にかかわらず報道機関であっても情報提供はしていない。本件広報文の記載内容を確認したが、遺族からの匿名希望を付した上で、交通事故により亡くなられた少年の氏名等の情報提供をしたものであって、不服申立人が主張する死亡した少年被疑者に係る情報の記載はない。

4 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会 審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から 口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。 それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

死体検案書等は、医師が人の死体の解剖を行った際に作成し、遺族又は 関係機関からの依頼に応じて提出する文書である。実施機関は、死亡者の ある事件事故を取り扱った際、死因の究明に必要であるため、死体検案書 等を医師から取得している。本件行政文書は、特定期間に実施機関が医師 から取得した非犯罪死体に係る死体検案書等であり、これらには死亡者の 氏名、住所、生年月日、年齢、死因、解剖結果等が記載されている。

(3)条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア)条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- (イ)本件行政文書に記載された情報のうち、次に掲げるものは、個人が 識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に 該当すると判断する。
 - a 警部補以下の警察官の氏名
 - b 本件個人氏名等
 - c 本件医師郵便番号等

なお、不服申立人は、年齢の公開を求めているが、本諮問案件にお

いては、本件行政文書の中で一部公開されている他の情報と年齢を照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当すると判断する。

- (ウ) また、本件検案所見等は、個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- (エ) 不服申立人は、プライバシー及び権利は生存者に付与されているものであるから、死者に関する情報は公開すべきである旨主張している。

しかし、生前に個人情報に該当するとして非公開であった情報が、 当該個人が死亡した以降公開されることになるのは適当でないため、 個人情報には生存する個人のほか死亡した個人も含まれると解され ることから、死者に関する情報も条例第5条第1号の個人に関する情報に該当すると判断する。

- イ 条例第5条第1号ただし書該当性について
 - (ア)条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。
 - (イ)本件個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断する。
 - (ウ) 同号ただし書工該当性について
 - a 条例第5条第1号ただし書工は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。
 - b 不服申立人は、死者に関する情報は、そもそも個人情報には当た

らず、非公開情報に該当しないが、仮に個人情報に該当するとして も、行政解剖が公衆衛生へ寄与する目的である等の理由から生存者 の生命、身体、健康等を保護するため公開することが必要な情報で あり、同号ただし書工に該当する旨主張している。

- c しかしながら、本件行政文書に記載された様々な死因に関して、 人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた 事態から類推して将来このような危害等が発生することが予測さ れる状態が存在しているとは認められないことから、同号ただし書 エには該当しないと判断する。
- (4)条例第5条第2号該当性について
 - ア 条例第5条第2号本文該当性について
 - (ア)条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。
 - (イ)本件ホテル名等は、顧客として滞在した特定の個人が死亡した場所 であることから、現に営業活動を行っている本件ホテル名等を公開す ると、今後、ほかの顧客が当該ホテル及び当該部屋の利用を回避する おそれがあると認められる。

したがって、本件ホテル名等は、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、 同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

本件ホテル名等は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する

ため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書に該当しないと判断する。

(5)条例第5条第4号該当性について

- ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は 地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開する ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開 とすることができるとして、アから才までの各規定においてその典型を 例示している。
- イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。
- ウ 警察業務は他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであること から、被疑者や関係者からの反発を招くおそれがあることも予想される。 したがって、内線番号は、公開することにより、不特定多数の者から 事務妨害等を目的として、特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通 常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれ があると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(6)条例第7条該当性について

- ア 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報 が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めると き」は公開することができる旨規定している。
- イ ここでいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第5条 第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体等の 保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的及び公共的な 利益を保護する特別の必要がある場合をいい、本条の規定は、こうした 場合に非公開情報であっても実施機関の裁量によって例外的に公開する 余地を与えたものと解される。

ウ 実施機関は、本件行政文書において非公開とした情報について、条例 第5条第1号、第2号及び第4号に該当すると判断した上で、当該情報 を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと 判断したものであって、前記(3)、(4)及び(5)で述べた非公開と することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことに 裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。

(7) その他

ア 本件広報文について

- (ア) 不服申立人は、実施機関が報道機関に対し、少年事件の被疑者を公表する際、匿名か非匿名かの判断をする一つの材料として、生存しているのか死亡しているのかを考慮し、死亡した被疑者の住所、氏名等は公表している旨主張し、また、その証拠として、意見聴取の際に当審査会に本件広報文を提出している。
- (イ) 当審査会が本件広報文を確認したところ、交通事故により死亡した 少年の氏名等は記載されているが、不服申立人が主張する死亡した少 年被疑者に係る情報の記載はなく、また、本件行政文書に記載された 情報についても記載されていないことが認められる。
- (ウ) したがって、本件広報文は本諮問案件の諾否の決定に影響しないと 判断する。

イ 個人情報の取扱いについて

- (ア) 不服申立人は、「実施機関は、本件広報文に記載があるとおり、事件事故に関して、個人情報を記載した広報文を提供していながら、本件行政文書に記載された個人情報については、非公開情報に該当するとして公開しないことは個人情報の取扱いが矛盾している」との主張から本件広報文を提出したとも解されるので、以下検討する。
- (イ) 当審査会が確認したところ、県警の報道機関への個人情報の提供は、神奈川県個人情報保護条例に規定する個人情報の目的外提供に当たるものの、神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた、目的外提供の制限の適用除外事項(類型)にある「報道機関の取材、要請に応じ

て提供、発表する場合」に該当することから、提供時点における社会的反響の大小及び公益上の必要性等を判断し、提供しているものである。そして、提供された個人情報の報道時期及び方法は、各報道機関の判断で行われていることが認められる。

- (ウ) 一方、死者に関する情報を含む個人情報が記載された行政文書を公開できるかどうかは、公開請求を受けた上で条例で定める非公開情報の該当性との関係で判断されるものである。
- (エ)以上のように、不服申立人が主張する個人情報の取扱いの違いは、 個人情報保護又は情報公開という異なる制度に基づいて取り扱った 結果であって、実施機関の個人情報の取扱いに矛盾は認められないと 判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年	月	日		処	理	内	容
平成 19	年7月] 25 日	0	諮問 (諮問	引第 391 号》	及び第 392 号)
	7 月	27 日	0	, <u> </u>	に非公開等5 391 号及び負	理由説明書の 第 392 号)	提出を要求
	8 月	24 日	0		いら非公開等 391 号及び飼	等理由説明書 第 392 号)	を受理
	8 月	27 日	0	, ,	、に非公開等 191 号及び第	等理由説明書 第 392 号)	を送付
	10月	月 26 日 回部会)	0	審議			
	11 月	月 22 日			こより実施	申立人から意 機関の職員が	見を聴取いら非公開等理
	11 月 (第 67 [目 30 日 回部会)	0	審議			
	12月	月 26 日 可部会)	0	審議			

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職	備	‡	Ž
金子	正史	同志社大	学 教 授		職務代理会	
沢藤	達夫	弁護士 (横浜	弁護士会)	部		
鈴木	敏 子	横浜国立:	大学教授			
玉 巻	弘 光	東海大	学 教 授			
辻 山	栄 子	早稲田大	学 教 授	部	会	員
東	玲 子	弁護士(横浜	弁護士会)			
堀 部	政 男	一橋大学	名 誉 教 授	会 (部会	長を兼ね	長 aる)

(平成20年1月22日現在)(五十音順)